

東京弁護士会 期成会

2022年度 私たちの政策

発行人
東京弁護士会 期成会
〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-6-6
小谷ビル4F
日比谷シティ法律事務所内
☎ 03-3580-6103 FAX 03-3580-6104
発行責任者 代表幹事 磯谷 文明
政策本部長 中西 一裕

困難な時代こそ、 憲法とともにある弁護士会に

はじめに	…………… P. 1	目次	第7章 財政改革のさらなる推進	…………… P. 4
第1章 東弁の災害対応と危機管理	…………… P. 1		第8章 多摩支部の活性化	…………… P. 5
第2章 司法のIT化と国民の権利	…………… P. 2		第9章 法曹養成・法曹人口	…………… P. 5
第3章 市民・社会と連携し、弁護士自治を強化する	…………… P. 2		第10章 憲法と平和をまもる	…………… P. 6
第4章 会員の参加しやすい東弁へ	…………… P. 3		第11章 刑事・少年	…………… P. 6
第5章 若手会員が生き生きと活動する魅力ある東弁に	…………… P. 3		第12章 人権と法制度	…………… P. 7
第6章 弁護士会のダイバーシティ実現	…………… P. 4		第13章 世界共通課題へ積極関与を	…………… P. 8

はじめに

約2年間にわたり世界中を苦しめた感染症の猛威は、おそらくは社会に浸透した感染対策やワクチンの効果もあって、わが国に関してはいくぶん収束の兆しが見えてきた感があります。実際に感染された方はもちろんですが、行動制限のなかで経済的に困窮しあるいは精神的に孤立感を深められた方も少なくなく、心からお見舞い申し上げます。

2021年の法曹界は、裁判所が事実上ストップした2020年春ほどの混乱はなかったものの、社会に対して訴える重要な取り組みは引き続き大きな制約を受けました。シンポジウムや集会の開催、街頭演説などもほとんどできませんでした。夕方の感染状況を報じるニュースを確認するのが日課となった方も多くおられたでしょう。

しかし、私たちは再び社会に目を向けな

ければなりません。COVID-19に気を取られている間にも、残念ながら法の軽視や民主主義の後退はじりじりと展開しました。公文書改ざん、日本学術会議会員の任命拒否などについては、相変わらず「説明しない政治」がまかり通っています。夫婦別姓や女性の社会参加は遅々として進みません。一方で、国会召集要求の拒否や重要土地等調査規制法の強行可決など憲法軽視と言わざるを得ない動きも続いています。そして秋の衆院選を経て、にわかに憲法改正の声がかまびすしくなっています。

国際的には、新型コロナウイルスが世界を席卷する中、権威主義的な政治が目立つようになりまし。権力がAIを駆使して市民を監視する様子も報じられました。日常生活に浸透した巨大IT企業は個人情報や脅かし、フェイクニュースの拡散に加担しているとも言われています。そして、温室効果ガスが地球に取り返しのつかないダメージを与えつ

あることは、もはや誰の目にも明らかになっています。

激変する世界において、私たちは何ができるでしょう。私たち期成会は、毎年東弁選挙に先立ち政策集を公表しています。直接的には東弁がどうあるべきか、東弁が何をすべきかが主題ですが、その先には常に市民社会を、そして世界を見据えているつもりです。

政策立案にあたり、各所で活躍している期成会会員の知恵を結集しました。改めて期成会会員の活動の幅が広いことに驚きを禁じ得ませんでした。同時に、寄せられた原稿から取り組みの深さと会員の熱意をひしひしと感じました。多忙ななか原稿を寄せてくださった会員、それを熱心に議論してまとめ上げてくださった政策本部には感謝しかありません。

もとより限られた紙幅ではありますが、私たちの政策、私たちの思いをぜひご一読いただきますようお願いいたします。

代表幹事 磯谷 文明

第1章 東弁の災害対応と危機管理

1 危機対応の重要性

2021年度も2020年度に続き、コロナウイルス対策に追われた1年間であった。

また、このところ毎年のように大型台風が到来し各地で被害が出ているほか、都市型大地震発生の可能性も高い。

あらゆる意味で、危機対応は東弁にとって極めて重要な課題である。

2021年3月29日に、東京弁護士会大規模災害対応マニュアル（以下「マニュアル」）が改定された（東弁会員サイトの「委員会」のうち「災害対策・東日本大震災等復興支援委員会」の「新着情報」に掲載）。改定された主な点は、「感染症型災害発生の場合」が付け加えられたという点である。

2 災害時の東弁の業務について

まず、感染症型災害対応とそれ以外の地震等の自然災害対応に共通する課題について述

べたい。マニュアルの「東京弁護士会の災害理念」には、東弁が弁護士、職員、会館利用者らの安全安心を第一としながらも、非常時においても弁護士及び弁護士会が「基本的人権の擁護と社会正義の実現」という責務を果たせるよう業務体制を維持することが掲げられている。

そして、この理念に基づき、非常時の弁護士会の業務について、継続業務(A)、縮小業務(B)、休止業務(C)が定められている。

職員の出勤が縮減した2020年4月の緊急事態宣言下での状況を振り返ると、継続業務(A)（会館管理、国選・当番・刑弁センター等の刑事弁護関連）は、概ね実施できたと評価できる。ただし、「会館の管理」のうち、多摩支部会館については、突然閉鎖されたために多くの混乱を引き起こしてしまった。

また、縮小業務(B)については、市民窓口、合同図書館等が上記緊急事態宣言下で全面的に停止されてしまい、「縮小しても継続できた」とは言い難い。

今後、同様の緊急事態が生じた場合には、継続業務(A)については継続できる体制を整え

ることが必要である。多摩支部に関しては、マニュアルにも記載されているとおり東弁多摩支部長等の役員との意思疎通が求められる。

縮小業務(B)についても、可能な限り停止しないようにすることが望ましい。

3 感染拡大型災害について

次に、地震等の自然災害は被害の程度・内容が物理的・有形的に把握しやすく、また、被害回復の方策や支援制度について経験が積まれているのに対し、感染症型災害対応の特徴は、ウイルスや細菌についての知見が乏しいことが多く、対応方法や治療方法も不確かな状況下で対策をとっていかねばならないことである。

そのため、専門家が共通して述べる知見や信頼できる情報の収集に努め、それを基本に置いて、感染予防・感染拡大措置を取ることや、会員等に対する適切な情報提供が求められている。

この点につき、マニュアルは情報の収集と感染予防・感染拡大措置、情報提供、感染防止策の実行、感染確認情報の提供、多摩支部との連携、会館内の他会・団体等の連携、委員会活動等について目標を定めているが、少なくとも2021年度は概ね実施されていると評

働ける。コロナウイルス感染症対応についていえば、一弁・二弁に比較し、東弁は、感染予防・感染拡大措置を取りながらも、可能な限り市民や会員に対するサービスを維持する努力をしてきたといえる。

4 まとめ

現在、マニュアルは会員サイトの「災害対

策・東日本大震災等復興支援委員会」のページに記載されているが、どこに掲載されているのかが分かりにくく、たどり着くまでに時間がかかる。会員サイトのトップページに掲載する等の工夫が必要である。

災害基金については、これまでは他会への義援金等にしか支出されていないが、今後は必要に応じて法律相談等の費用や会員への見

舞金等にも支出することを検討すべきである（災害基金規則5条参照）。

東弁及び東弁会員には、災害時にこそ「基本的人権の擁護と社会正義の実現」のために活動することが求められている。そのためには、個々会員の協力が不可欠である。

今後、危機対応について、各会員のたゆまぬ努力と工夫が求められている。

第2章 司法のIT化と国民の権利

1 民事裁判のIT化

民事裁判のIT化に対応する民訴法改正は、法制審議会「民事訴訟法（IT化関係）部会」で審議され、2022年中に法制化される見込みである。現行民訴法の下でも、2020年2月から知財高裁及び高裁所在地の地裁でのWEB会議の運用が開始され、その運用はすでに全国の地裁本庁に拡大し、2022年5月下旬ころから立川支部でも運用開始が予定されている。また、最高裁は現在ファクシミリによって提出可能な準備書面等を電子ファイルによって提出可能とするシステムを開発中であり、2022年度には一部の庁で運用を開始する。そして、2025年度中には訴状等の提出についてもオンライン申立を可能とするIT化の本格実施を目指して準備が進んでいる。

ITが利便性の向上につながることは、一般論としてほぼ異論のないところである。期成会も、国民の裁判を受ける権利の保障、利便性の向上の観点から、民事裁判のIT化を積極的に進めていくべきとの意見を述べてきた。ただし、その各論については無条件に賛成することはできない点もある。「新たな訴訟手続」制度や「和解に代わる決定」制度は、その制度の立法趣旨に遡って、国民の裁判を受ける権利の向上につながる適正かつ充実した審理を実現する制度設計ができるまで議論を継続すべきであって、拙速な制度導入には慎重であるべきである。オンラインの申立の義務化についても、国民全体にIT化が普及するよう努力すべきとの限りで賛成できるが、IT環境の整備や適切な担い手によるサポート制度の構築が不十分なまま法律で国民の義務とすることが国民の裁判を受ける権利との関係で適切かどうか、慎重に判断されるべきである。また、口頭弁論期日や尋問期日をWEB会議で実施することで民事訴訟の基本原則である直接主義が形骸化しないかという問題についても、慎重に議論・運用を進めていくべきである。さらに、情報セキュリティの問題や障がい者に対する手続上の配慮の法制化は重要な課題であり、引き続き議論を続けていく必要がある。そして、本人サポートの在り方の具体的検討も早急に開始すべきである。

東弁は、民事裁判のIT化を積極的に進めつつ、民訴法改正については、慎重にすべき点、問題が残っている点についてきちんと意見を述べ、IT化を契機としてよりより民事司法を実現するための会内議論と運動を強化すべきである。

2 刑事裁判のIT化

刑事裁判のIT化については、現在、法務省「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」にて議論されている。

期成会は、刑事裁判についてもIT化を進めていくことに基本的に異論はないが、刑事裁判は刑罰という最たる人権制約の是非を判断する手続であることから、被疑者・被告人の権利がまず第一に考えられなければならない。これはIT化の利便性を大きく上回るというべきである。

具体的には、現在議論されている論点のうち、書類の作成・発受、刑事記録の閲覧・膳

写・交付などのIT化は、比較的IT化の利便性を享受しやすい手続と考えられる。他方、令状の発付、公判廷における証拠調べなどは被疑者・被告人の防御権の行使の機会が制限されることがないか、慎重に検討されなければならない。また、取調べや接見交通などはIT化による非対面・遠隔化の実現によってメリット・デメリット双方が想定できる場所であり、IT化導入のために慎重な議論が必要である。

期成会は、被疑者・被告人の権利の保障を第一に置きつつ、刑事裁判のIT化の実現に向けても積極的に議論をしていく。

第3章 市民・社会と連携し、弁護士自治を強化する

1 弁護士自治の意義と近年の状況

弁護士自治は、弁護士が国家権力からの干渉を回避するための制度的保障である。戦前、弁護士会は検事正や司法大臣の監督下にあり、国家権力に服する立場にあったが、戦後は、日本国憲法下で弁護士法が制定され、「基本的人権の擁護」と「社会正義の実現」（弁護士法第1条）を図るために弁護士自治が認められ、いかなる権力からも独立した組織として弁護士会が存在することとなった。ともすれば権力とも対峙することになる弁護士においては、弁護士自治は必要不可欠であり堅持されなければならない。

ところが、近年では弁護士自治へ様々な攻撃が行われ、弁護士自治の崩壊の危険性さえ指摘されるに至っている。

強制加入反対論はその中心的な役割を果たしている。例えば、高額な会費に対し弁護士会からの見返りが少ないと指摘したり、弁護士法第1条の精神に沿った弁護士会の意見表明を政治的であると否定するなど様々な批判がなされ、それは強制加入反対論を中心に弁護士自治を否定する意見として表れ始めている。

東弁も2021年度約8800名の会員を擁するに至り、会員の意見も多様化する中で、弁護士自治の必要性・重要性を学ぶ機会がないままでは弁護士間で同じ価値観を共有することが難しくなっており、様々な要因から弁護士が団結することさえ困難になってきていると思われる。

このような状況下において、弁護士自治の意義及び弁護士・弁護士会の役割を各会員に伝え、その価値観を共有していくための効果的な方法論を確立することは益々重要になっている。

2 弁護士自治に関する提案

その一環として、期成会は2019年10月の期成会60周年記念シンポジウムを開催し、その成果を踏まえて2021年2月、『弁護士自治を

永続的なものにするために』と題する提言を取りまとめ、東弁に提出した。

(1) 研修の充実・強化

弁護士は弁護士自治の意義を学ぶ必要がある。我々はこのことの重要性を改めて認識しなければならない。

新人弁護士に向けては、クラス別研修の中で弁護士自治の話を取り扱うこと、既存会員に向けては、研究者や弁護士会の歴史に詳しい人物に依頼して弁護士自治を振り返る研修を設けることが考えられる。

司法研修所やロースクールに対して、弁護士自治について学ぶ授業を設けてもらえるように働きかけることも重要である。

(2) 情報提供・双方向化（コミュニケーション）

東弁内には、フェイスブックで「The Tokyo Bar Association」が活動するようになっているが、未だ参加者は少ない（2021年10月1日現在330名余）ことから参加を呼び掛けていく必要がある。各会派やクラス別研修等において参加呼びかけをしていくべきであろう。また、ツイッターにおける東京弁護士会のアカウントのフォロワーも2021年10月1日時点で4800名余にとどまっていることから、影響力を増大させるためにも、ツイート内容の充実化に加え、一定の会員（協力者）によるリプライや引用リツイートを進めるべきと考える。

なお、SNSを含めインターネット上で情報を伝える際、視覚的効果のあるコンテンツは訴求力がある。弁護士自治の価値や歴史を深く印象に残るような形で伝えることができるような動画・写真を作成し、インターネット上でそのような動画・写真を積極的に表示していくことは重要である。さらに、弁護士会館内に、弁護士や弁護士会の歴史を学べるコーナーを作ったり、会員が歴史を学び、振り返ることができるイベントを開催したりすることも必要である。東弁の歴史を振り返る取組みは2021年度東弁執行部により始まったが、東弁150周年に向けて取組みの幅が更に広がることを期待される。

(3) 参加機会の確保・提供

弁護士自治を強固にするためには、会員参加のより一層の拡充が必要である。会員参加の基盤は委員会活動であるから、第5章で述べるとおり委員会活動への参加を容易にする方策を検討すべきである。

また、総会に先立ち、議案に関する議論状況を紹介する等、会員が議論に参加しやすくすることに一層努めるべきである。

(4) 執行力の強化

若手会員の占める割合が多数になりつつある中、執行部の政策に理解を得るためには、若手会員の意見を反映させるための取り組みが必要である。若手会員が東弁の政策に主体的にかかわるようにするための仕組みができないか、検討すべきである。

(5) 小括

以上のような取り組みにより、各弁護士の弁護士自治に対する理解を深め、弁護士会活

動への参加を促進し、弁護士会への帰属意識を強固にすることが弁護士自治を支えることにつながるものと考えられる。

3 市民の信頼に依拠した弁護士自治の構築のために

弁護士自治を支えるのは市民・社会の理解であり、弁護士自治と市民・社会の理解とは、表裏の関係にある。弁護士自治を維持するためには、社会からの信頼・理解を得ることが必要であるが、そのためには以下のような取り組みを地道に継続すべきである。

(1) 様々な社会問題に対する意見の発出

法制度上の問題点や社会問題に関し、弁護士会が説得力のある熟慮された内容の意見書や会長声明等を出し意見表明していくことが重要である。意見の内容が理論的な正しさに支えられていることは、社会の理解・信頼を得ることにつながる。

また、多くの会員が参加して法教育に取り組むことで、市民・社会の中に人権擁護と社会正義の実現に向けた土壌を作り上げていくことが必要である。

(2) 地域社会との連携

地域社会に根差した弁護士会とするために、身近な法律相談から地方自治体との連携まで弁護士会の社会的役割を果たすための活動を旺盛に進めるべきである。

(3) 現代社会にあった弁護士業務への弁護士の支援

時代の状況に合わせて、社外役員や各種団体への弁護士の参入だけでなく、SDGsが求められるような弁護士業務に会員が取り組めるように各種研修や業務拡大に取り組み、会員が安定した弁護士業務を送り会内外でより幅広く活動できるように支援していくことが必要である。

第4章 会員の参加しやすい東弁へ

1 東弁の会員数は、2021年度約8800人であり、仮に会員が毎年200人増加すると、5年後には1万人近い会員を擁する単位会となる。

他方で、東弁は200を越える委員会等の組織を有し、人権擁護活動を始め様々な活動を行ってきているが、そのいずれも東弁としての活動である以上、東弁の意思に基づいてなされなければならない。また、昨今は毎年度日弁連からの多数の意見照会がなされる状況にあり、東弁の意見集約のあり方は極めて重要な課題となっている。特に、最近では、死刑廃止のテーマや法曹人口問題のように、会員のなかで激しく対立するテーマもあり、会内意見集約、会内民主主義の重要性はますます大きくなっている。

東弁は、総会に始まって常議員会、会員集会、役員選挙等、民主的な制度に基づいて運営され、中でも重要な事項については、臨時総会を開催するなどして、できる限り直接民主的な手続を経ようとしている。

2021年度は民主的な会務運営を重視し、①重要な意見書と思われるものは常議員会で早めに意見書案の頭出しをして検討時間を確保するようにしたり、②会員個人の意見が委員会の意見と異なるときでもホームページの会員ページに個人で書き込みができるようにしたり、③オンラインカフェを実施して直接会員と会話して意見をくみ上げる努力をしたりしてきた。この方向性は次年度以降も引き続き実施されていくべきである。

会員の東弁への参加のあり方は、会員増加に伴い、会員が弁護士会の活動、意見集約にどのように関わるか、つまりは弁護士自治のあり様に関わる重要な問題である。

2 まず、会員が東弁の活動に関わる最も典型的な形は、委員会に所属しそこで活動することである。そのためには、まずは委員会に所属できなければならない。

できるだけ多くの会員が委員会に所属できるよう、第5章で述べるとおり定員数の増加や委員会によっては委員の新陳代謝を進めること等の検討も必要である。

3 さらに、会員の会務参加率を上げていく工夫も必要である。

会員の会務参加率を上げるには、できる限り参加しやすい方法を模索すべきである。この2年ほどのコロナ禍により、東弁の会務活動はZOOMを利用したオンライン形式で実施されてきた。今や東弁の委員会活動のほとんどがオンライン会議で実施され、裁判所や検察庁との会議もオンライン化が進んでいる。2021年度の夏期合同研究は、すべての研究会が、4日間にわたってZOOMを利用して実施され、会員アンケートではこのようなオンライン方式を引き続き希望する意見が多かった。他方で、会場に集まっての意見交換にも意義はあり、かつ議案の内容によっては

オンライン方式が適切ではない場合もある。それゆえ、今後の各委員会等の運営についてはハイブリッド型（オンライン参加と会場での参加が両立する形での運営）を基本に据えつつ、コロナウイルス感染拡大の状況を見ながら、その時々で最もふさわしい運営をしていくことが求められている。

4 また、常議員会や総会のオンライン参加の検討も、今後の課題である。

すでに常議員会では、2021年10月から多摩支部会館におけるビデオリンク方式での参加が認められている。今後のオンライン化の検討にあたっては、常議員会については入退会審査等の機密情報取り扱い等、総会については定足数や精密採決の実施方法等についての精緻な検討が必要である。

第5章 若手会員が生き生きと活動する魅力ある東弁に**1 東弁再生**

近年、東弁の新規登録弁護士の入会申込者が減少している。現状のままでは、東弁が司法界や日弁連で果たしてきた中核的役割を減退させるだけでなく、会財政の立て直しにも影響を与える。東弁の会員数を増加させることは東弁再生のための第一歩である。

入会申込者減少の原因の一つが一弁・二弁に比べ高い会費にあるとも言われている。また、一弁・二弁に比べて財務状況に余裕がないとの情報が拡散され、さらに会員が減少するという悪循環も指摘されている。

会費の多寡や財政問題のみで東弁の魅力語るべきではないのはもちろんであるが、少なくともそれがマイナス要因となっているのであれば、これを除外すべきである。

そのうえで、東弁本来の魅力、すなわち司法界における実績や歴史、弁護士会における先進的立場を積極的にアピールし、東弁の会員数を増やし、東弁の再生を図るべきである。

2 会員増へ向けた具体的な取り組み**(1) 会費の減額**

65期以降の会費は一弁・二弁と差がなくなったが、64期以前の会員についてはなお2000円高い。会費に差が生じた2019年4月以降、

東弁会員数の増加率が減少したことを考えると、この差が会員数の増加率に影響を与えたとされている。第7章で述べるとおり、東弁の財政改革は着実に進んでいるが、さらに財政改革を推進し、できるだけ速やかに64期以前の会員についても会費を2000円減額すべきである。

(2) 会員や司法修習生への広報活動

東弁の本来の魅力は、最大の単位会として、憲法と人権を擁護する活動等を牽引してきたこと、また多数の委員会や法律研究部に会員が所属して生き生きとして活動していることにある。こうしたこれまでの実績や会の活動の魅力を新入会員や司法修習生にアピールし、会員増加を図る必要がある。そのために、東弁HPの改善、司法修習生への企画、弁護修習担当者への働きかけ等の具体的取組を強化していく必要がある。また、新入会員増加推進WGの活動を期成会としても支えていく。

3 若手支援**(1) 経済的支援**

財政健全化が果たされなければならないことを大前提としつつも、東弁の若手支援への取り組みをさらに強化すべきである。今般、65期以降の会費減額を恒久化する会則改正が成立したが、なお支援は十分ではない。特

に、貸与制世代は司法修習制度変遷の中で圧倒的な不平等にさらされた世代である。これまで東弁は貸与制世代に対しできる限りの支援をしてきたが、今後も継続的に支援策を検討する必要がある。また、貸与制世代以後の給付金世代も不十分な額の給費支給のために貸与を受けている会員も多く、貸与金の返済に苦しんでいる。彼らに対しても必要な支援を検討すべきである。

(2) 研修等の充実

これまで、クラス別研修により、新規登録弁護士が実務に必要なスキルを学ぶ機会を提供し成果を上げてきた。コロナの状況に配慮し、多くの新人が出席できるようウェブ開催を併用しつつ、新人が担任・副担任と生で接することも大切であり、新人が担任・副担任と密にコミュニケーションを取れるようにすべきである。

その他、若手世代に対してはチューター制度、OJT 相談、若手相談窓口、べんとら、研修パスポート制度等の支援制度がある。こ

れら制度の若手世代への周知を徹底するとともに、これらの利用状況、利用者の声を調査して、それぞれがよりよい制度となるように継続的に検証、改善していかねばならない。

また、法律研究部の活動をさらに活発化させるべきである。

(3) 業務拡大

日弁連では若手チャレンジ基金制度が設立された。これまで東弁は公益的活動の中心的役割を果たしてきたが、今後も東弁が牽引していかねばならない。そのため若手会員の公益的活動参加に積極的な援助が必要である。また、若手会員にとって、公益的活動は、経験豊富な会員と触れ合い、当該活動を通じ自らのスキルを向上させることができる貴重な機会であるだけでなく、ベテラン会員との共同受任事件等を得るチャンスにもなる。東弁が今後も人権活動の中心的役割を担っていくためには、若手が積極的に公益的活動に参加できるような制度を東弁でも検討すべき

である。

(4) 委員会活動

各種委員会では、同じ会員が長く委員を継続することにより、若手の新規参加がしづらい状況も生じている。その結果、若手会員の中には委員会所属をあきらめ、5万円の負担を受け入れざるを得ない者もいる。

若手が委員会活動に参加しやすい状況を作らなければならない。委員会の定員数増加を検討する他、例えば、出席率が一定以下の委員の再任を認めない、あるいは委員会によっては任期制を検討するなどして委員の新陳代謝を進める、定員のない幹事の枠を設けるなど思い切った改革が必要である。また、研修委員（オブザーバー参加）の数を限定せずいくらかでも所属できるようにし、その後の所属委員会を選べる制度も必要であろう。さらに、若手が委員会内で意見を言いやすい雰囲気醸成するよう努めるべきである。

第6章 | 弁護士会のダイバーシティ実現

市民一人一人が個人として最大限尊重されるべきことは憲法の要請であり、弁護士会は会内外のダイバーシティ実現に取り組む必要がある。2022年は東弁の第三次男女共同参画基本計画（以下「第三次計画」）の初年度であるため、本政策集では、東弁の様々なダイバーシティの実現のうち、男女共同参画について取り上げる。

期成会は東弁の第三次計画の達成を目指すとともに、期成会会員がその日々の活動や自らの経営・所属事務所の業務内外において、第三次計画の目標や行動計画を主体的に実践するべく尽力する。

第三次計画では、ジェンダーバイアスを排除し多様な価値観を尊重する持続可能性のある弁護士会を実現すること、会内における男女共同参画推進の理念を共有化することを、大目標として掲げる。これらの価値観や理念は期成会内で従来より共有され、多数の期成会会員が、女性の権利保障を含む人権救済活動の場で活躍してきた。今後も、より一層、東弁内でこの大目標が掲げる価値観や理念が体現できるように、会派としても邁進する。

第三次計画は、大目標に向けた重点目標として、①会の政策決定課程への女性会員の参加の推進、②業務における性別及び性差による障害解消と職域拡大、③会員のワークライフバランス支援、④性別を理由とする差別的取り扱い及びセクシャルハラスメント等の防止、⑤女性会員の業務・キャリア形成のサポート、の5点を維持しつつ、横断的に、2つの大きな特徴をもつ。ひとつは、新型コロナウイルス禍を契機として促進された、会務や業務のスマート化（場所的拘束性の緩和）のさらなる推進であり、もうひとつは、インハウスその他弁護士全体の働き方における多様化が促進したことで、女性弁護士の多様な働き方への支援の必要性が高まったことである。期成会としても、個々の重点目標の実現とともに、会務や業務のスマート化を支持し促進すること、女性弁護士の多様な働き方を支援することに尽力する。

重点目標①に関しては、女性理事者が毎年

2名以上含まれること、女性副会長クォータ制導入に関するWGによる意見書もふまえた環境整備、新たに個別目標とされた日弁連理事への女性会員の毎年2名以上の輩出、常議員や委員会正副への数値目標30%の実現について、期成会は従来より先進的に実践してきたが、より一層、会派から多くの女性会員が参加できるように人材発掘と環境整備に努める。また、新たに個別目標とされた、女性法曹を増やし東弁における女性会員の割合増加を目指すことについても、期成会は弁護士会の関連委員会等と連携して積極的に取り組む。

重点目標②③に関しては、東弁が第二次計画以降公表した弁護士採用適正化ガイドライン、ワークライフバランスガイドラインにつ

第7章 | 財政改革のさらなる推進

2019年2月の財政改革実現WGの設置以降、2019年度・2020年度執行部の収支改善の取り組み、公設事務所や各委員会、職員の身を切る努力により、東弁の財政改革は着実に進んでいる。東弁の一般会計は2019年度決算で約1億4000万円の黒字となり、4年ぶりに赤字決算を脱却した。2020年度決算は約2億8000万円の2期連続黒字となった。黒字化の原因としてコロナ禍による大幅な会務執行費用の支出減も挙げられるが、その影響を除外しても東弁は少なくとも約1億6500万円の収支改善を達成していると評価できる。2021年8月31日の東弁臨時総会では、65期以降会員の会費月額2000円減額について5年の時限措置が撤廃された。さらに、全会員会費月額2000円減額についてもその実現がWGより答申されている。会員間の不公平の是正と会員流出の防止のため、全会員会費月額2000円減額をできるだけ速やかに開始すべきである。

このように財政再建が着実に進んでいる一方で、課題も残されている。

第一に、人件費、システムOA費、多摩支部など今後とも収支改善の取り組みが必要な

いて、期成会会員の経営・所属事務所内で実践していくことをはじめ、女性弁護士の職業的性差解消策実施に努める。また、第二次計画期間中に、多胎妊娠の場合の育児による会費免除期間延長は実現したが、育児による会費免除期間の延長について、東弁の財政状況に配慮しつつも、可能な範囲で実現を目指す。第三次計画で新たに個別目標とされた介護支援策の検討、家事事件IT化の働きかけ、法テラス業務に関する働きかけも、期成会内で積極的に議論し、促進のために行動する。

重点目標④に関しては、第三次計画において新たに性的少数者を含めたハラスメント全般の研修の必要性が行動計画とされたが、期成会内でも女性会員や性的少数者含むハラスメント防止のための東弁内外における会員の活動を支え、より一層推進する。

重点目標⑤に関しては、期成会でも修習期を超えて広く交流する場をもうけ、女性会員のキャリア形成サポートに努める。

分野が残されている。労働組合との関係やシステムの安全性の確保、多摩地域の司法アクセスの充実、三会多摩支部との調整など難しい課題があるが、収支改善の課題も克服していかねばならない。

第二に、霞ヶ関本会館の東弁の持分面積が在京他会の2倍であるために、会館会計の維持管理費や修繕費が東弁の財政を圧迫している。会館修繕積立金会計は30年目改修に絶対的には不足していないが、在京他会に比較すると相対的に見劣りが大きい。将来を担う若い会員に大きな負担を残さないよう、20年目改修の決算が出た段階で、速やかに将来の会館の財政的手当の検討を開始すべきである。

第三に、三会負担割合の問題である。会館会計に留まらずいわゆる三会同のと言われる委員会費や協議会費は東弁：一弁：二弁の負担割合が2：1：1であるものが多い。しかし、現在の在京三会の会員数の比率は3：2：2となり、東弁の支出の相対的な負担増に影響している。一方で三会負担割合の問題は、法律相談担当者、当番弁護士、成年後見人の配点数や日弁連、関弁連等の理事の数に

も影響する。会員や東弁の利益にも大きな影響を与えるため、十分な議論の上に東弁の方針を決していかなければならない。

第四に、新入会員の減少の問題である。新入会員の減少は会費収入減という形で東弁の財政に与える影響が大きい。のみならず、会員1人当たりの負担増をもたらす、会員に与える影響も大きい。今般の会費2000円減額問

題は、在京三会の会員数比の変化の顕在化も要因のひとつとして考えられる。たんに財政問題に留まらず、東弁が今後も市民のための司法の一翼を担って行くためにも、志のある新入会員を絶え間なく迎え入れていかなければならない。

最後に、会財政が会員の貴重な会費から成り立っている以上、財政再建や収支改善は当

然必要である。しかし、東弁や会員の公益活動や人権活動を必要以上に萎縮させてはならない。法律相談事業についても、いわゆるハコモノ相談センターを廃止することに代わる市民の司法アクセスの方法を構築していかなければならない。東弁の財政再建は、公益活動や人権活動等への影響とのバランスを常に検証しながら進めていくべきである。

第8章 | 多摩支部の活性化

多摩地域は東京23区の西にあって面積1160平方キロメートル、人口約430万人の地域である。シンガポールが丁度面積728平方キロメートル、人口約570万人の国なので、ほぼシンガポールだと考えると分かりやすい。古くは武蔵国といい、行政の中心地として国府（府中市）や国分寺（国分寺市）が置かれていた。

多摩地域には東京の三弁護士会が協働する東京三弁護士会多摩支部が置かれており、支部設置から23年の歴史を重ねている。刑弁教官を同時に2名輩出するなど先鋭な活動を行っている刑事弁護委員会や、3市の小中学校に対

しいじめ防止授業を供給する法教育委員会など若手を中心に活発に活動している。支部会員589名のうち、東弁所属の会員は336名と過半数に達する（2021年4月時点）。

多摩支部は規模的には広島弁護士会にほぼ匹敵し、東京地方・家庭裁判所立川支部も民事事件取扱数が全国7位となる等、支部でありながら地方の本庁に匹敵する規模である。したがって、それぞれ独立すべきであり、具体的には東京地方・家庭裁判所立川支部が本庁化すれば、弁護士法第32条に基づき弁護士会多摩支部は多摩弁護士会として独立することになる。

東弁の財政改革により、立川・八王子・町田の各法律相談センターのあり方の見直しなど、多摩支部でも財政改革が行われつつある。この財政改革はちょうど、現在多数を占める60期以降の会員が各方面で主軸となっていくタイミングで行われており、今後は彼ら中堅・若手会員の意見を踏まえながら、改革を進めていくべきものと考えられる。また、三会で異なる支部会費について、将来的には統一が図られるべきであろう。

近年の教訓として、東弁における本会役員と支部役員との連携の重要性が挙げられる。財政改革の先に、財政面での独立を視野に入れて、今後も引き続き本会役員と支部役員との連携を強化しながら、取り組んでいくべきである。

第9章 | 法曹養成・法曹人口

1 質の強化と多様性をめざす法曹養成を

(1) 法科大学院

2020年度から法学部に設置された法曹コースを3年で修了し、法科大学院既修者コースへと接続するいわゆる3+2制度（5年一貫型）は、2022年度より初めて法科大学院への入学者を迎える。

また、中教審法科大学院等特別委員会では、第10期（2020年度まで）において未修者教育の改善・充実に向けた取りまとめを行っている。

東弁は、新しい制度の運用状況に注視するとともに、法曹の質と多様性の確保に向けて、これらを支援する取組により一層力を入れる必要がある。

一方、法科大学院の志願者数については、減少は底を打ったとの指摘がなされてはいるものの、未だ増加に転じたとはいえない。多くの有意な人材が法曹となる道を選択してくれるよう、法曹の仕事の魅力を発信し、志願者の増加に努める必要がある。

(2) 司法試験・予備試験

法科大学院の集中改革期間を経て、法科大学院を修了した司法試験受験者の（修了年すべての）累積合格率は、全体では66.8%、特に既修者では74.2%に至っている一方、未修者は48.5%に留まり、未修者の合格率の向上が課題である。また、法科大学院改革や在学中受験の導入等を受けて、法科大学院教育の成果を適切に反映するよう、司法試験のあり方の検討や改善が必要である。

他方、司法試験予備試験は、法科大学院へ進学困難な者のためのルートという本来の制度趣旨とは異なり、制度創設当初より法学部生および法科大学院生が予備試験を経由して司法試験を受験する状況が続いており、法科大学院教育に悪影響を与えている。引き続き

制度趣旨に沿った運用を検討すべきである。

(3) 司法修習

新型コロナウイルス感染症の流行の影響を受けて、分野別実務修習や集合修習に制約を受けており、修習の実質が損なわれないよう適切な配慮を要する。

また、修習給付金制度の実現に伴い、司法修習生の経済的負担は軽減しつつあるものの、貸与制世代と給費世代・給付金世代との格差を生じるに至っている。弁護士会が一体となって後進の育成をするために、格差の是正や司法修習生の経済的負担を軽減するため、引き続き取り組む必要がある。

2 市民のニーズを見据えた着実な法曹人口をめざして

(1) 日弁連の方針提言と会員の意見状況

日弁連は、2012年3月15日付「法曹人口政策に関する提言」等を踏まえ、司法試験合格者1500人への減員がほぼ達成されたといえる状況にあることから、「法曹人口政策に関する当面の対処方針～司法試験合格者の更なる減員に関する検証結果～」(以下「日弁連方針案」)において、「業務量・求人数」、「司法基盤整備」、「法曹の質」の観点から分析し「現時点において、司法試験の合格者数に関して、更なる減員を提言しなければならない状況にはない。」との方針案を示している。

日弁連方針案に対しては、とりわけ司法試験合格者数に関する結論について、複数の弁護士会から減員を提言するべきであるとの反対の意見が表明され、全国の弁護士の中でも意見の一致が見られず、東弁も同様の状況である。

反対の意見は、「業務量・求人数」に関し、①多くの弁護士が業務基盤としている地裁民事通常訴訟事件の新受件数は微増であり訴訟外業務や非紛争案件の増加といっても弁護士

の人口増のペースに追いつかない可能性があること、②弁護士の人口増が収入・所得の減少につながることはこの10年程度の統計からみて否定できないこと、③いわゆる「マチ弁」と言われる弁護士の経済基盤が脆弱化しひいては市民に対する人権活動に支障が出る可能性があること、④今後日本の少子高齢化が加速し将来的に業務の一部がAIに代替され得る状況があり業務量の増加が見込める状況にないことなどを勘案すると、日弁連方針案の理由とする分析にはただちに賛成できず、司法試験合格者数の減員を提言するべきであるとする。

反対意見の指摘は首肯できる点が多い。しかし、裁判官及び検察官の増員を含めた法曹全体の規模を拡大し、市民のために十分な法的サービスを提供することを目的とした司法改革の理念に照らすと、それを最も推進すべき立場にある日弁連が司法試験合格者の数の更なる減員を提言することは、その姿勢に疑問が呈されるものと考えられる。法曹の多様性の確保や、全国的に見れば司法サービスの拡充がまだ達成されたとはいえないことに加え、減員を提言する場合の主な理由が必要と供給のバランス不全による弁護士の収入減少という点であるとする、その社会的な影響も看過することはできない。

司法改革の実をあげ、使命を果たそうと真摯に取り組む多くの弁護士の中においても法曹人口に対する考え方は一様でなく、時に深く鋭く対立する。社会情勢、市民のニーズ、法制度等の目まぐるしい変化により、弁護士及び弁護士会が果たすべき役割とそのため適正な法曹人口の在り様が見えにくくなっているが、我々弁護士は対立を超え主体的に考え取り組まなければならない。

現状の司法試験合格者数を維持すれば、さらに弁護士人口が増え続けると予想されるところ、本当にその必要があるのか検討を尽くすべきであり、そのうえで、「現時点で」司法試験合格者の減員を提言するべき状況にないとの結論となった場合には、AIの発展や

少子高齢化社会の加速化など、法曹をめぐる社会状況の大きな変化が近い将来に生じることが確実であることを踏まえ、方針の見直しを短い周期で適時に行っていくべきである。

(2) 東弁の姿勢について

東弁は日弁連方針案に対する検討を契機として鮮明になった会員の意見や不安をしっかりと受けとめ、施策に反映することが必要である。会員一人一人の業務や生活が脅かされたり、弁護士として取り組む人権擁護活動に支障がでるような事態に至ることを避けなければならない。

特に、今後を担う若手会員に対する手厚い支援が不可欠で、若手会員からの意見を聴く機会を定期的に設け支援策を常に検討しより有効な方策を実施していくべきである。

新人弁護士の就職難が解消されているといっても、いわゆる「ブラック」事務所の存在の指摘もあり、就職後の安定した業務環境の継続に対する支援や苦情・悩みの相談窓口の設置と対応、若手会員向けのOJTや研修プログラムの充実と提供、インハウス弁護士のキャリアパスについての取組も必要である。

また、市民への法的サービスの充実と弁護

士の経済基盤の脆弱化を防ぐために日本司法支援センターによる法律援助の拡大及びその報酬の適正化（増額）、各方面での弁護士の職域の拡大支援を日弁連と連携して推し進めるべきである。全弁護士に対する充実した業務研修の提供その他司法基盤の整備・拡充も一層推進しなければならない。

東弁は、弁護士人口の増加に対応した更なる会員支援と、市民の弁護士に対する信頼維持、市民に寄り添った法的サービスの提供の実現という内外に向けての役割を今後もしっかりと果たすことが求められる。

第10章 | 憲法と平和をまもる

1 強まる憲法の危機

2021年10月4日、新たに岸田文雄氏が内閣総理大臣に指名された。岸田新首相は、安倍・菅両首相の政治方針を基本的に承継するとみられている。実際、岸田首相は、憲法改正や敵基地攻撃能力保有の必要性を認め、安倍・菅政権下で発覚した各種の事件についても新たに真相究明等を行わないことを明言している。

安倍政権以来の政治手法の最大の問題は、立憲主義の無視、民主主義の蹂躪により、憲法秩序を破壊したことにある。憲法や法律の解釈を閣議決定によって都合よく変更し、不都合な事実を改ざん・隠蔽し、国会での議論を軽視し、法案の強行採決を繰り返した。

また、日本学術会議会員の任命許否や東京高検検事長人事に見られる官邸による人事支配、公文書の改ざん・隠匿も憲法上、大きな問題をはらむものである。

2 憲法改正や安保法制の運用に警戒する必要があること

2021年の総選挙の結果、衆議院における改憲勢力は全議席の3分の2を超えて勢力を増やしている。2021年6月、憲法改正手続法が改正され、改憲の手続的障害がなくなったことにより、一気に改憲に突き進む可能性も考えられる。また、コロナ禍に藉口した緊急事態条項創設の動きもある。このような動きに対する警戒を怠ることはできない。

安保法制の違憲性は明らかである。この安保法制の下で進められている自衛隊の装備の強化、日米同盟の強化は憲法9条を空文化するものであり、強く警戒すべきである。

3 安倍政権以来の憲法破壊の積み重ねが社会に深刻な状況を生み出したこと

(1) 憲法秩序の破壊

安倍政権以来、解釈改憲、閣議決定による法解釈の変更、公文書の隠蔽・改ざんが以下のとおり繰り返されてきた。

まず、長年政府自身が「行使できない」と答弁していた集団的自衛権を閣議決定で行使可能とし、安保法制を成立させた。国家の情報統制を可能にする特定秘密保護法、個人の内心を処罰する共謀罪などの法律を次々に成立させた。

また、9条解釈改憲と歩調を合わせ、事実上も9条を空文化させるような自衛隊の海外派遣等、安保法制の適用・運用が繰り返された。また、2021年10月には沖縄周辺で日米英

共同の臨戦態勢と言えるほどの軍事行動が繰り返され、四国沖では海上自衛隊の護衛艦「いずも」に米海兵隊のF35ステルス戦闘機が発着訓練を行い、護衛艦の空母化が進められている。これらの軍事行動は専守防衛をはるかに超えるものである。

政府が、定年退官をする予定であった東京高検検事長の任期を国家公務員法を根拠に閣議によって一定期間延長しようとしたことは、国家公務員法の解釈の範囲を逸脱し、準司法作用を担当する検察官の政治的中立性と独立性を侵害するものであり、もって法の支配と権力分立を揺るがすものである。さらに検察庁法の一部改正を含む国家公務員法の一部改正案は、内閣又は法務大臣の裁量によって検察官の役職定年を超えて、あるいは定年さえも超えて当該官職に勤務させることを可能にするものであり、検察官の政治的中立性と独立性を害する危険があるものである。

森友学園への国有地売却問題では、公文書の隠蔽・改ざんが指摘されているが、政府は一向に事実の調査に着手しない。

加計学園への獣医学部認可問題も、その認可過程の不透明さや公文書の改ざん、それに伴う国会での虚偽答弁が指摘されているが、政府は真相究明を果たそうとしていない。

安倍政権を引き継いだ菅政権は、さらに学問にも政治の不当な影響を及ぼすようになった。日本学術会議法の規定を無視して、日本学術会議が推薦した候補者のうち6名の任命を拒否した。これは、政府が行うのは形式的任命にすぎず、学術会議から推薦された者はそのまま任命するとの従前の内閣の見解を恣意的に変更するものであり、学問の自由に対する脅威になりかねないばかりか、前述の検事長の任期延長案と同様の問題をはらむものである。

これらの憲法秩序の破壊の繰り返しによって、ルールを守らないことについて痛痒を感じないモラルハザードが政府・与党の中に浸透し、定着する恐れがある。

(2) 野党の国会召集請求無視

安倍元首相は、2020年7月末に憲法53条後

段に基づき野党が求めた臨時国会を招集しなかった。菅前首相も、2021年7月末に憲法53条後段に基づき野党が求めた臨時国会を招集しなかった。

憲法上も裁量の余地の少ない臨時国会の召集についてすら、政府は遵守する態度を見せていない。

(3) 憲法破壊を進める重要土地等調査規制法の成立

与党等は、重要土地等調査規制法を強行可決した。この法律は内閣総理大臣が安全保障上重要とみなす区域内にある土地等の利用に関し調査や規制ができる等とするものであり、罪刑法定主義に反することや思想・良心の自由、表現の自由、プライバシー権、財産権の侵害になることが指摘されている。

(4) 教科書の記述への政治介入

文科省は閣議決定を根拠にして、教科書の「従軍慰安婦」「強制連行」の記述を事実上「修正」させた。日本学術会議の任命拒否に連なる学問への政治介入である。

4 弁護士会の粘り強い運動の必要

東弁では、適宜の時期の会長声明や意見書の発出によって立憲主義・民主主義・法の支配の無視・軽視に対して警鐘を鳴らした。今後も時宜に適した会長声明や意見書を発出していく必要がある。さらに、これらを発出した後の政府に対する働きかけも、日弁連だけでなく東弁においても行うことを検討すべきである。

上記のような立憲主義や法の支配の無視・軽視の問題は、現状では大手メディアによる報道はあまり期待できず、弁護士自ら市民に直接働きかけることが必要である。東弁では、有楽町、池袋、北千住において憲法宣伝活動を行うほか、二弁主催の月例憲法宣伝にも参加している。

憲法秩序破壊の問題点を、法律の専門家集団である弁護士会が、市民に分かりやすい言葉で訴えかけることが強く求められる。そのために、弁護士会に多くの会員が結集して知恵を集める必要がある。憲法問題では憲法センターへの結集が重要であり、今後はここに力を入れる必要がある。

第11章 | 刑事・少年

1 自白偏重からの脱却をめざす

日本の刑事司法の重要な課題の1つが「自

白偏重」である。自白をしなければ長期間身体拘束される「人質司法」が大きな要因であり、虚偽自白の温床となっている。著名なえん罪事件の背景にも人質司法がある。日本の

身体拘束の現状は国際的にも批判されている。

日弁連は、2020年11月17日付で、「『人質司法』の解消を求める意見書」を公表した。人質司法の解消の必要性を強く主張した上で、次の2点を改革課題として提言している。

- ① 「人質司法」を解消するため、刑事訴訟法に「勾留又は保釈に関する裁判においては、被疑者及び被告人の防御権を踏まえ、被疑者若しくは被告人が嫌疑を否認したこと、取調べ若しくは供述を拒んだこと、又は検察官請求証拠について同意をしないことを被疑者又は被告人に不利益に考慮してはならない」旨を規定するとともに、「被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき」を必要的保釈の除外事由として規定する同法89条4号は削除すべきである。
- ② 「人質司法」を解消し、被告人は原則として保釈する運用を実現することを前提として、電子監視制度や在宅拘禁制度は、身体拘束より制限的でない代替措置の一種として、必要な場合に限り、最小限の制限を課すものとして検討されるべきである。

上記改革課題はいずれも急務である。速やかな実現を切望する。

加えて、日本では起訴前の保釈制度が存在しないことが起訴前勾留が長期化する1つの要因となっている。起訴前保釈制度も速やかに実現されるべきである。

密室取調べも自白偏重の大きな要因である。取調べ偏重捜査からの脱却、被疑者及び被告人の防御権の実質化の観点からは、弁護人を取調べに立ち合わせる権利も速やかに実現されなければならない。

2 再審法改正の推進を

えん罪は、国家による最大の人権侵害であり、えん罪被害者の救済は、われわれ弁護士の最大の使命でもある。昨今、日弁連が支援してきたいくつかの重大事件で再審無罪判決が出ているが、未だえん罪を訴える多くの事件で再審の扉は固く閉ざされたままである。その最大の原因は、現行刑事訴訟法上わずか19条しかない再審に関する規定（刑訴法第4編）が、多くの問題を孕みつつ、施行から今日に至るまで一度も改正されてこなかったという制度的・構造的な部分にある。

そして、この制度的・構造的な問題点は、再審請求段階で捜査機関側に手持ち証拠の全面開示を命じる規定がないことから、請求人に有利な証拠が存在しても長年にわたって秘匿されていたような事例（布川事件など）

や、また、一度再審開始決定が出ても検察官が不服申立てできるために審理がさらに長引き、その間に請求人が高齢化したり（袴田事件、大崎事件など）、亡くなってしまうような事例（日野町事件、名張事件）において、端的にあらわれている。

日弁連はこれらの問題点を把握したうえで、えん罪被害者を一刻も早く救済するため、2019年の人権擁護大会において、①再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化と、②再審開始決定に対する検察官による不服申立て禁止の2点について、速やかに法改正を行うよう国に求める決議を採択した。もちろん、現行再審法制の問題はこの2点に尽きるものではないが、前述したように多くの再審事件においてこれら2点が喫緊の課題となっている以上、まず真っ先に取り組み、法制度として実現化する必要がある。

現在、日弁連では特別部会を立ち上げ、上記2点について早急に法制度化を求める再審法改正運動を展開している。えん罪被害者の救済は我々弁護士に課された最大の使命であり、東弁も主体的にこの運動の先頭に立って現行再審法の改正を強く推し進めるべきである。

3 「改正」少年法への対応

2021年の通常国会で成立した改正少年法は、2022年4月1日から施行される。改正法は、民法上成年となる18歳、19歳についても少年法の適用対象とし、法1条の健全育成目的が適用される。そして、全件が家裁に送致され、調査官調査や鑑別を行った上で、保護観察や少年院送致等の保護処分を行うという基本的枠組は維持された。

他方で、18歳、19歳を「特定少年」と位置付け、17歳以下とは異なる扱いをすることとした点は問題である。すなわち、①「原則逆送」の対象事件を拡大し、②推知報道を公判請求された場合には解除し、③ぐ犯の適用はなく、④保護処分は行為責任を超えない範囲で決定するとし、⑤資格制限の特例を含む刑事事件の特例を原則として適用しないとした。

しかしながら、国会での法案審議及び衆参の附帯決議では、18歳、19歳を少年法の適用対象と位置付けた趣旨を踏まえ健全育成の目的及び理念に合致した運用を求めており、「原則逆送」事件についても、十分な調査を行った上で犯情のみならず要保護性を考慮した判断がなされること、推知報道禁止の一部解除が特定少年の健全育成及び更生の妨げにならないように十分配慮しなければならないこと等が確認されている。

東弁は、上記の法案審議・附帯決議等を踏まえ、家庭裁判所との協議等を通じて、少年

法の目的・理念に合致した運用を強く求めるとともに、会員に対して、少年法の目的・理念を維持するための付添人活動がなされるよう研修や情報提供を積極的に行うべきである。

さらに、改正法は附則において5年後の再検討を規定している。今後、改正法による弊害について情報収集を行い、その問題点の解消を求めるとともに、再び適用年齢引下げの議論が起こることも想定して、少年非行の実情や少年法の意義と有効性について市民の理解を広める取組を継続することが重要である。

4 死刑廃止への取り組みを強める

死刑は人の生命を奪う究極の刑罰である。今や世界の3分の2を超える国が法律上または事実上死刑を廃止するなど、死刑廃止が国際的な潮流となっている。2004年以降、日弁連においても死刑廃止に向けての方針が繰り返し確認されている。

東弁においても、2020年9月の臨時総会で「死刑制度廃止に向け、まずは死刑執行停止を求める決議」を採択し、死刑制度の廃止に向けて活動していくこと、死刑執行停止を求めること、死刑に代わる刑罰として仮釈放のない終身刑を検討すべきこと、犯罪被害者や遺族の権利回復のための施策の拡充を求めることなどの方針を打ち出した。

死刑廃止を現実的に困難にしている最も大きな理由の一つは、市民の大多数が死刑廃止を支持するまでには至っていない点であろう。そもそも人権問題である死刑制度の存廃について、多数者の意見を根拠として決すべきなのかという問題があるが、その上で、数多の再審事件等を通じて明らかとなっている誤判の危険性、国外・国内のデータによれば死刑に一般予防効果が存在するとは言えないことなどについて、広く知見が共有される必要がある。死刑に代わる制度として、仮釈放なき終身刑の導入も検討されるべきである。

他方、死刑制度の存廃と直結する問題ではないものの、被害者・遺族の権利回復のための施策も必要である。近しい者の生命を奪われた被害者遺族が被告人に対する死刑を望むこと自体は十分に理解できる。死刑を廃止する道程においては、被害者遺族に対する配慮や具体的な権利回復がどのようになされるのかという視点も取り入れなければならない。

死刑は、現に発生した重大犯罪の存在が前提となるため、世論の大多数が直ちに死刑廃止を受け入れるには困難を生ずる。そうであるからこそ、少しずつ、着実に、死刑廃止の妥当性を広く世の中に広めていく取り組みを積み重ねていく必要がある。

第12章 | 人権と法制度

1 家族法改正への対応

近年、家族法に関する法改正やそれにつながる議論が活発になっている。2011年には親権法が、2013年と2018年には相続法が、2019年には特別養子制度が、それぞれ改正された。また、民法改正ではないが、成年後見制度のいっそうの利用拡大を図るため2016年に

は成年後見制度利用促進法が制定され、2019年には児童虐待防止法等が改正され、親の子に対する体罰が禁止された。

手続法関連では、2011年に家事事件手続法が、2013年にいわゆるハーグ条約実施法が新設され、2018年には人事訴訟等の国際裁判管轄を定める改正法が成立した。

2022年1月現在、法制審議会民法（親子法

制）部会では、子ども虐待防止の一環として懲戒権規定の見直しとともに、無戸籍者（児）対策として嫡出推定制度など父子関係の成立に関する規律の見直しに関する議論が大詰めを迎えている。これまで夫のみに認められてきた否認権を母や子にも拡大することや、一定の場合に婚姻関係終了後の嫡出推定に限界を設けるなど、実務的にも影響の大きい改正が見込まれる。

一方、法制審議会家族法制部会においては、離婚後の子の養育のあり方や普通養子制度、財産分与のあり方などが議論されてい

る。特に離婚後の子の養育に関しては、いわゆる離婚後共同親権の是非など、社会的にも注目度の高い論点が扱われている。仮に部分的にせよ離婚後共同親権が導入されるとすれば、家族法にとって非常にインパクトの大きな改正になるものと思われる。

家族法分野は国民の間においてもさまざまな価値観があるため、コンセンサスを得ることが容易でなく、そのため改正の議論が後回しにされる傾向がある。しかし、世界的に見れば、家族法は近年大きな変容を遂げており、日本のみ旧態依然としているわけにはいかない。

一方で、丁寧な議論は欠かせないし、対立の先鋭な分野では間をとるような解決も避けられないだろう。現在最もホットな論点である離婚後共同親権については、離婚後も子どもの養育に関わりたいという非親権親の自然な思いも理解できるが、他方で、DV や子ども虐待のケースなどにおいて離婚後も紛争が繰り返され、結局、子どもの利益にならない懸念も理解できる。ゼロか百かではなく、丁寧な調整によって妥協点を見つける作業が必要である。

東弁の会内でもさまざまな立場があり得るため、東弁も会員に分かりやすい情報提供と建設的な議論の場を設けることが期待される。

2 選択的夫婦別姓制度の実現を

2021年6月23日、最高裁大法廷は夫婦同姓を強制する民法750条及び戸籍法74条1号が憲法24条に違反するものではないと判断したが、4人の判事は違憲とした。家族のありかたの多様化が進み、氏には家族の呼称としての意味が薄れ、女性活躍の流れが加速する中で婚姻による改姓を市民は合理的とは考えなくなっている。各種調査で選択的夫婦別姓導入を支持する世論が高まり、地方議会で同制度導入を求める意見書等採択が続いていることはそれを裏づけている。

氏名は個人の人格の重要な一部として憲法上保護されるべきであり、法律婚に際し一方の意に反して自分の氏を放棄させる民法750条は憲法13条、24条に反しており、別氏を希望するカップルに婚姻による保護を与えないことは憲法14条1項が禁止する差別的取扱いに該当する。婚姻により改姓するのは95.3%

が女性(2020年人口動態統計)であることをみれば、女性差別撤廃条約にも違反する。政府が膨大な費用をかけて進める旧姓の通称使用はアイデンティティ喪失の解決にならず、かえってダブルネームの弊害を生じさせている。民法750条は速やかに改正され、選択的夫婦別姓制度が実現されるべきである。

東弁は、2010年、2013年、2015年(2件)の他、上記最高裁決定の前後に2件の会長声明を發出してきたが、それにとどまらず、具体的に国会議員に対して改正に向けた積極的な働きかけなどをするべきである。

3 LGBTQ差別の解消をめざして

東弁は、2021年3月8日、「同性カップルが結婚できるための民法改正を求める意見書」を發出した。現状は、婚姻という法的保護を受ける家族形成の自由は異性カップルにのみ認められ、同性カップルには認められない。これにより同性愛者等は婚姻の効果である法的権利義務の束を一切奪われている上に、社会からの不承認という負のレッテルを貼られて差別・偏見の対象とされている。この状況を真正面から違憲と断じたのが2021年3月19日に出された札幌地裁判決だった。東弁はなお一層、婚姻における性の平等の実現を推進すべきである。

また、2021年6月、いわゆるLGBT理解増進法案の国会提出が見送られた。本法案は差別禁止ではなく内容が曖昧な理解増進に止まり、実効性の点で極めて不十分なものだったが、性的指向及び性自認を理由とした差別を許さないという価値の表明がなされた点で評価できるものだった。しかし、結果的にこのような不十分な法案ですら提出が見送られるという日本におけるLGBTQ差別の根深さを露わにしたといえる。性の多様性を真に実現するために、性に起因するあらゆる差別を許さない法律制定が急がれる。

4 在日外国人の人権擁護

2019年6月、入管収容施設でナイジェリア人男性が餓死し、日本の入管法制の問題性をあらためて浮き彫りにした。しかし、政府が2021年通常国会に提出した入管法改定法案はその根幹を改めるものとは言えず、2021年3月にはスリランカ人女性が放置死させられた。過去10年間に限っても、入管収容で10例

以上の死亡事案が発生している。他方、前記入管法改定法案に対しては批判が高まり、政府は同法案を取り下げるに至ったが、再提出の機会をうかがっているとされる。

東弁は2021年5月に「入管法改正案(政府提出)の採決に反対し、廃案を求める会長声明」を發出し、同年9月には、入管庁が上記スリランカ人女性の遺族へのビデオ開示の際に弁護士の同席を拒否したことに関し会長声明を發出した。東弁は、2020年度以降だけでも上記2件以外に7件の会長声明を發出し、小手先でない抜本的な改革が必要であることを主張した。

ヘイトスピーチ、人種差別問題も引き続き深刻な問題である。東弁は2015年にヘイトスピーチに関する意見書を發出し、さらに2018年には人種差別撤廃モデル条例案を提案する意見書を發出して、同モデル条例案を公表した。このモデル条例案を参照して、川崎市でヘイトスピーチ規制の条例が制定され、さらに他の自治体でも関係条例の制定準備が進められており、そういった動きを支援していくことが肝要である。

ヘイトスピーチ、人種差別は歴史修正主義と通底している。東弁は2020年6月、「9.1関東大震災朝鮮人犠牲者追悼式典のための公園占用許可につき不当な誓約書の提出を条件とすることの撤回を求める会長声明」を發出したが、ヘイトスピーチ等を全体的な事象のなかで捉える必要がある。

進学率や中退率に明らかな差が見られるように、外国にルーツを持つ子どもの多くは日本社会において構造的に劣位におかれており、彼らへの支援も求められている。

外国「人材」受入れ増の政府の方針下にあつては、外国人の人権問題はますます重要課題となっていく。根本的には、戦後日本社会が、一方で国籍の取得を厳格に規制しつつ他方で国籍がないことを根拠とする人権制約を過度に行ってきたことに問題がある。「外国人の人権は在留制度のわく内で与えられているにすぎない」としたマクリーン事件判決以後、日本は主要な国際人権諸条約に加盟したが、日本の外国人法制には反映されていない。東弁は引き続き外国人・人種・民族的少数者の人権問題に積極的に取り組むべきである。

第13章 | 世界共通課題へ積極関与を

日本社会が高齢化と人口減少を加速するなかで、政府は外国人労働者受け入れへ舵を切った。今後、外国人が増えれば彼らに対する法的支援はますます重要になる。司法アクセスという観点からは、外国人の文化や慣習、宗教に理解のある法曹を増やすこと、言葉の壁を克服すること(外国語の習得のみならず、通訳翻訳体制の整備や「やさしい日本語」によるコミュニケーションの習熟なども含まれる)が肝要である。人権課題に関しては、上記の入管行政問題のほか、外国人の子どもに対する十分な教育機会の保障や、外国人家庭を社会的に孤立させない仕組みづくりが必要である。

2015年に国連で策定された国連サミット合意文書「2030アジェンダ」に記載された17の目

標と169のターゲット(以下「国連SDGs」という)は、近年少しずつ浸透してきているものの、実際に弁護士・弁護士会がどのように取り組むべきかという点についてはいまだ議論が不十分であると言わざるを得ない。国連SDGsはいわば国際公約であるから、これを足がかりに遅れていた国内の人権課題を大きく進めることが考えられる。本政策集に盛り込まれたジェンダー平等や司法アクセスなども国連SDGsの重要課題と位置づけられている。目標到達期限まで10年を切っているなか、具体的な政策とその達成度合いの継続的測定を政府に迫る必要がある。

2021年は、眞鍋淑郎博士のノーベル賞受賞やCOP26により、温暖化問題に注目が集ま

った。日本は2020年に2050年までにカーボンニュートラル実現を表明したが、国際的には不十分との見方が大勢であった。脱炭素化は他人事とは言えない。弁護士・弁護士会も喫緊の課題という意識を強く持って取り組む必要がある。

近年、世界各地で権威主義的、抑圧的な政治体制が増え、人権の抑圧、国民の分断、さまざまな差別が頻発している。とりわけ、東弁が2つの弁護士会と友好協定を締結している香港の人権状況は重大な懸念になっている。日本の弁護士・弁護士会は、アジアにおける先進的な民主主義国家における弁護士・弁護士会として、国際的視野を持って基本的人権と民主主義を擁護する活動に尽力するとともに、とりわけアジア地域の人権状況に関し積極的に発言し、他国の法曹と連携して働くことが重要である。